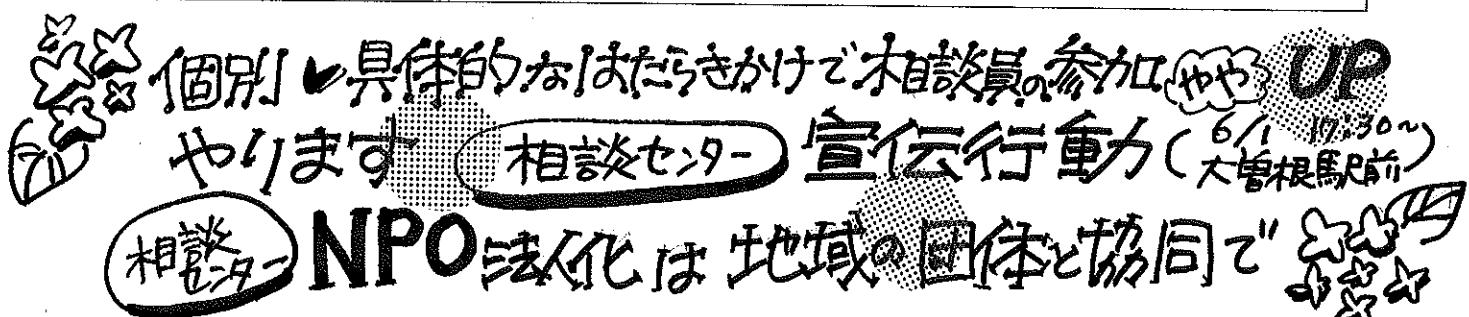


くらし支える相談センターニュース 第24号

電話番号 052-916-7702 (FAX兼用)

電話受付時間 月曜~金曜 午後1時~午後5時 北区平安2-1-10-701

E-mail : kurashi.soudan@gmail.com 2015年5月30日発行



4月の相談件数は10件。ただし色々な再相談があり、延件数は16件と多い方でした。相談員の参加は、低迷が続いています。そこで相談員に、個別に具体的な相談日を示して担当をお願いすることにし、何人かの方に担当してもらうことができました。

相談センターの宣伝行動がすすんでいません。次回は「戦争立法に反対」定例行動（6月1日、大曾根にて）の前段で、5時半から30分間の宣伝行動（ティッシュ配り）を行います。ご協力をお願いします。

相談センターNPO法人化について、北医療生協、名北福祉会、ホウネット、北法律事務所の4者の懇談会（3月に実施）に引き続き、4月26日には、北医療生協、名北福祉会に申し入れを行いました。今後も、相談センターNPO法人化の方向性は堅持し、地域の団体と協同でNPO法人化を行うため協議を進めていきます。

最近の相談から

①親の見守りをどうする?

相談内容

北医療生協では、4月1日から月1回、相談窓口が開設されています。今回の事例は、最初に北医療生協に相談があり色々な問題がからんでいるとして、当相談センターが紹介され、相談を受けた事例です。

相談者の母親は、実家で弟夫婦とその子どもと同居。母親は「要介護2」でデイサービスに通っている。先日インフルエンザで2ヶ月入院、「栄養失調もある」と診断された。弟夫婦は母親の見守りをネグレクトしている。ケアマネに相談したが、らちが明かない。相談者は仕送りやデイサービスの費用の負担をし、週1回食べ物も持つて行っており負担は限界。「母名義の家の家賃を払うよう」弟

に言っても無視されている。家の売却も考えたい。

相談対応

問題は色々あるが、「母親の見守りをどうしていくか」「母親の人権をどう守っていくか」が当面の問題。実家のある自治体の地域包括支援センターと一緒に考えてもらえるようお願いしたらどうか、家の売却の件は北医療生協の無料法律相談を活用してみたらどうかとすすめ、早速連絡してみるとのことだった。

2回め 成年後見制度 シリーズ

不可欠な身上監護

前回、成年後見制度が、判断能力のなくなった方の、財産管理や契約行為を行う制度ということを説明しました。

ところで、認知症などで判断能力がなくなった方について、必要な援助は

、財産管理や契約行為だけではありません。特に、独り身の方の場合には、身の回りのお世話をする人が不可欠になります。

そういう援助を「身上監護」と呼んだりします。

ご家族が後見人をする場合には、身上監護も併せて行うのが一般的かと思いますが、後見人の本来的な業務ではないので、専門家後見人などの場合には、できることには限界があります。

そのようなケースでは、高齢者支援などを行うNPO法人と契約をして、身上監護をお任せするケースもあります。

後見人も、財産管理に付随して、ご本人に面会したり、日用品の購入をしたりすることもありますが、財産管理と身上監護の役割分担をうまく行っていくことが重要になっています。

(弁護士 加藤 悠史)

次号は「成年後見制度で問題になっていること」についてお知らせする予定です。

下記の「法律講座」もあります。ご参加ください。

法律講座

成年後見制度

- 日時 6月26日（金）14時～16時
- 会場 北生涯学習センター
- 講師 長谷川一裕弁護士

趣味の会・たまり場だより
郷土史研究会から....

歴史の道散策

4月24日（日）午前、「第1回・歴史の道散策」として実施されたフィールドワークに参加しました。

名鉄「味鋺」駅から出発して、二子山古墳、白山神社、首切り地蔵、二葉酒造跡などをめぐりました。

参加者からは「よく近くを通るけど、古墳があるんだね」「首切り地蔵というけど、胴体が切れてるんだね」「黒壁の酒造跡はすてきだね」等々の感想が。

よく晴れた温かな日で、いい運動にも

なりました。企画者に感謝です。
(相談センター運営委員 熊谷)

その後、5月18日には「なごや北部教育・子育てセンター」について話し合い。北区の民主・教育運動の歴史を中心に6人の参加で、話が大いに盛り上りました。次回もこの続きを話合う予定。

次回は6月18日（木）10時～。

6月の定例宣伝行動は 戦争立法NO!

6月
1日

- とき 6月1日（月） 18時～
- ところ 大曾根駅前

今こそ、みんなで「戦争反対、9条守れ」と声を上げましょう。

今回は、17時30分から相談センターの宣伝も行います。こちらもご参加ください。

6月14日は10時に白川公園にGO!

集団的自衛権のための愛知大集会
法整備に反対するパレード

- とき 6月14日（日） 10時～
- ところ 白川公園

11時からパレードもあります。
どなたでも参加できます。

くらし支える相談センターとは

「弁護士法人名古屋北法律事務所」と「暮らしと法律を結ぶホウネット」が共同で運営。市民の皆さんの暮らしの困りごと、医療や福祉・介護、子育てや教育、雇用・失業や経営問題など、生活に関わるあらゆる相談を電話で受付し、地域の専門の団体や個人の方々の力も借りながら解決に向けお手伝いをしています。

<無料法律相談も>

毎週金曜日13時30分～15時

くらし支える相談センターにおいて事前予約制です。相談センターまで